

令和 8 年 度
愛知県道路啓開計画協議会（第 1 回）

日 時：令和 8 年 7 月 27 日(月) 15：00～

場 所：Teams 会議

（愛知県自治センター地下 2 階入札室）

次 第

1. 開 会

- 1) 開会挨拶

2. 審議事項

- 1) 協議会の設立趣旨について
- 2) 協議会規約の承認について

3. 今年度の検討方針

- 1) 新たな道路啓開計画の枠組み
- 2) 道路啓開の目的と災害事例から見た道路啓開の役割
- 3) 道路啓開検討の枠組み
- 4) 道路啓開の進め方と課題
- 5) 愛知県道路啓開計画の検討事項

4. 今後のスケジュール

5. その他・質疑応答

6. 閉 会

- 1) 閉会挨拶

以 上

愛知県道路啓開計画協議会

設 立 趣 意 書

東日本大震災においては、鉄道・航路・空路などの各交通機関が麻痺する中で、国土交通省東北地方整備局を中心に官民一体となって展開した「くしの歯作戦」による円滑な道路啓開により、救命救助・復旧に向けた交通路の確保が速やかに実施された。

中部地方においては、内閣府により南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）が平成 24 年 8 月に公表され、その後も令和元年 6 月に被害想定 of 再計算が行われ、複数の県をまたぐ広域で甚大な被害が予測されている。

愛知県においても津波被害が想定される沿岸部を抱えるとともに海拔の低い地域も広域に存在し、山間部においては土砂災害等による孤立も懸念されることから、人命救助をはじめとする諸活動を円滑に進めるため、明確なオペレーションのもと関係機関が協力体制を構築して、速やかに道路啓開を実施する必要がある。

近年では、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備等の重要性が明らかになったことを受け、令和 7 年 4 月に道路法が改正され、能登半島地震を踏まえた災害対応の深化として、道路啓開計画が法定化された。これをうけて、実効性のある計画に基づいた道路啓開の実施のため、中部ブロックにおいて改正道路法に基づく「中部道路啓開計画（地震・津波編）」が、令和 8 年 3 月に策定・公表されたところである。

こうした状況から、愛知県においても、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条の 3 に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、大規模災害時の道路啓開の実効性向上を目的として「愛知県道路啓開計画協議会」を設立するものである。

愛知県道路啓開計画協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、愛知県道路啓開計画協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、愛知県内における大規模災害発生時において、関係機関の連携・協力により緊急輸送の確保を図るため、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実効性向上を目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線、区間及びその方法に関すること。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

2 前項で取り扱う協議事項については、中部道路啓開計画協議会により協議される「中部道路啓開計画」と調整を行うものとする。

（組織）

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、別表第1に掲げる行政機関、関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長と副会長を置き、会長は愛知県建設局長をもって充て、副会長には国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長をもって充てる。
- 3 会長に事故があり、また職務を遂行できない場合は、副会長が職務を代理する。
- 4 協議会は、会長の発議又は委員の請求により会長が必要と認めたときに開催する。

- 5 会長は目的達成のため必要と認めたときは学識経験者、関係機関の職員等に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 協議会には幹事会及びワーキンググループを設けるものとし、検討結果を協議会に報告しなければならない。
 - (1) 幹事会は、協議会での協議事項に関する企画立案に関することを行う
 - (2) ワーキンググループは、協議事項に関する個別の課題について実務的な検討を行う。

(議事の公開)

第5条 協議会は、原則として非公開とする。協議会に提出された資料及び議事録は、会議終了後公開する。

(事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を目的に以下の組織に事務局をおくものとする。

- 2 事務局は愛知県建設局道路維持課及び国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所管理第一課におくものとする。

(規約改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第8条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、令和8年 月 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）
愛知県道路啓開計画協議会構成機関及び委員

協議会役職	所属	役職
【道路管理者】（道路法第 28 条の 2 第 2 項第 1 号）		
会長	愛知県 建設局	局長
副会長	中部地方整備局 名古屋国道事務所	事務所長
会員	中部地方整備局 愛知国道事務所	事務所長
〃	中部地方整備局 名四国道事務所	事務所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 豊田保全・サービスセンター	所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 名古屋保全・サービスセンター	所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 多治見保全・サービスセンター	所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 羽島保全・サービスセンター	所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 岐阜保全・サービスセンター	所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 桑名保全・サービスセンター	所長
〃	愛知県 建設局 道路維持課	課長
〃	愛知県 建設局 道路建設課	課長
〃	愛知県 建設局 道路建設課 有料道路室	室長
〃	名古屋市 緑政土木局 企画経理課	担当課長
〃	名古屋市 緑政土木局 路政部 道路管理課	課長
〃	名古屋市 緑政土木局 道路部 道路建設課	課長
〃	名古屋市 緑政土木局 道路部 道路維持課	課長
〃	愛知県道路公社 事業部 事業課	課長
〃	名古屋高速道路公社 総務部	部長
〃	豊橋市 建設部	部長
〃	岡崎市 土木建設部	部長

〃	一宮市 建設部	管理担当部長
〃	瀬戸市 都市整備部	部長
〃	半田市 建設部	部長
〃	春日井市 建設部	部長
〃	豊川市 建設部	部長
〃	津島市 まちづくり推進部	部長
〃	碧南市 建設部	部長
〃	刈谷市 建設部	部長
〃	豊田市 建設部	部長
〃	安城市 建設部 維持管理課	課長
〃	西尾市 建設部	部長
〃	蒲郡市 建設部	部長
〃	犬山市 都市整備部	部長
〃	常滑市 建設部	部長
〃	江南市 都市整備部	部長
〃	小牧市 建設部	部長
〃	稲沢市 建設部	部長
〃	新城市 建設部	部長
〃	東海市 都市建設部	部長
〃	大府市 都市整備部	部長
〃	知多市 都市整備部	部長
〃	知立市 建設部	部長
〃	尾張旭市 都市整備部	部長
〃	高浜市 都市政策部	部長
〃	岩倉市 建設部	部長
〃	豊明市 経済建設部	部長
〃	日進市 建設部	部長
〃	田原市 都市整備部	部長
〃	愛西市 産業建設部	部長
〃	清須市 建設部	部長
〃	北名古屋市 建設部	部長
〃	弥富市 建設部	部長
〃	みよし市 都市建設部	部長

〃	あま市 建設産業部	部長
〃	長久手市 建設部	部長
〃	東郷町 まち整備部	部長
〃	豊山町 産業建設部	部長
〃	大口町 建設部	部長
〃	扶桑町 産業建設部	部長
〃	大治町 建設部 都市整備課	課長
〃	蟹江町 産業建設部	部長
〃	飛島村 開発部	部長
〃	阿久比町 建設経済部	部長
〃	東浦町 インフラ整備部	部長
〃	南知多町 建設経済部	部長
〃	美浜町 産業建設部	部長
〃	武豊町 建設部 土木課	課長
〃	幸田町 建設部	部長
〃	設楽町 建設部	部長
〃	東栄町 建設部	部長
〃	豊根村 産業課	課長
【関係機関】（道路法第 28 条の 2 第 2 項第 2 号）		
会員	愛知県 建設局 土木部 建設企画課	課長
〃	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市整備課	課長
〃	愛知県 都市・交通局 港湾課	課長
〃	名古屋港管理組合 総務部 危機管理課	危機管理監
〃	愛知県警察本部 交通部 交通規制課	課長
〃	愛知県警察本部 警備部 警備第二課	課長
〃	陸上自衛隊 第 10 師団 司令部 第 3 部防衛班	防衛班長
〃	陸上自衛隊 第 10 師団 第 35 普通科連隊 第 3 科	第 3 科長
〃	陸上自衛隊 第 4 施設団 第 6 施設群	
〃	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課	課長
〃	愛知県 防災安全局 防災部 防災危機管理課	防災拠点推進 室長
〃	名古屋市 防災危機管理局 危機対策課	課長
〃	豊橋市 危機管理統括部	部長

〃	岡崎市 市民安全部	防災担当部長
〃	一宮市 総合政策部	危機管理監
〃	瀬戸市 市長直轄組織 防災安全課	危機管理監
〃	半田市 総務部	防災監
〃	春日井市 総務部	部長
〃	豊川市 危機管理課	危機管理監
〃	津島市 総合政策部	部長
〃	碧南市 市民生活部	部長
〃	刈谷市	部長
〃	豊田市 地域活躍部	部長
〃	安城市 市民生活部 危機管理課	課長
〃	西尾市 危機管理局	局長
〃	蒲郡市 危機管理課	危機管理監
〃	犬山市 市民部 防災交通課	防災監
〃	常滑市 防災危機管理課	防災危機管理 監
〃	江南市 危機管理室 防災安全課	室長
〃	小牧市 市民生活部	部長
〃	稲沢市 建設部	部長
〃	新城市 総務部	部長
〃	東海市 総務部	防災監
〃	大府市 市民協働部	部長
〃	知多市 総務部 防災危機管理課	部長
〃	知立市 市民協働部	部長
〃	尾張旭市 総務部	部長
〃	高浜市 都市政策部	部長
〃	岩倉市 市民協働部	部長
〃	豊明市 市民生活部	部長
〃	日進市 総務部	部長
〃	田原市 防災局	局長
〃	愛西市 企画政策部	部長
〃	清須市 危機管理部	部長
〃	北名古屋市 生活安全部	部長

〃	弥富市 企画部	部長
〃	みよし市 総務部	部長
〃	あま市 市長公室	室長
〃	長久手市 くらし文化部	部長
〃	東郷町 総務部	部長
〃	豊山町 企画調整部	部長
〃	大口町 地域協働部	部長
〃	扶桑町 生活安全部	部長
〃	大治町 総務部	部長
〃	蟹江町 総務部	部長
〃	飛島村 総務部	部長
〃	阿久比町 総務部	部長
〃	東浦町 総務部	部長
〃	南知多町 総務部	部長
〃	美浜町	
〃	武豊町 総務部	課長
〃	幸田町 総務部	危機管理監
〃	設楽町 総務課	課長
〃	東栄町 総務課	課長
〃	豊根村 総務課	課長
〃	愛知県 防災安全局 防災部 消防保安課	課長
〃	名古屋市 消防局 消防部 消防課	課長
〃	豊橋市消防本部	消防長
〃	岡崎市消防本部	消防長
〃	一宮市消防本部 消防課	課長
〃	瀬戸市消防本部	消防長
〃	春日井市消防本部	消防長
〃	豊川市消防本部	消防長
〃	津島市消防本部	消防長
〃	豊田市消防本部	消防長
〃	西尾市消防本部	消防長
〃	蒲郡市消防本部	消防長
〃	犬山市消防本部	消防長

〃	常滑市消防本部	消防長
〃	江南市消防本部	消防長
〃	小牧市消防本部	消防長
〃	稲沢市消防本部	消防長
〃	新城市消防本部	消防長
〃	東海市消防本部	消防長
〃	大府市消防本部	消防長
〃	知多市消防本部	消防長
〃	尾張旭市消防本部	消防長
〃	岩倉市消防本部	消防長
〃	田原市消防本部	消防長
〃	愛西市消防本部	消防長
〃	蟹江町消防本部	消防長
〃	幸田町消防本部	消防長
〃	知多中部広域事務組合消防本部（半田市・阿久比町・東浦町・武豊町）	消防長
〃	海部東部消防組合消防本部（あま市・大治町）	消防長
〃	尾三消防本部（豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町）	消防長
〃	丹羽広域事務組合消防本部（大口町・扶桑町）	消防長
〃	海部南部消防組合消防本部（弥富市・飛島村）	消防長
〃	知多南部消防組合消防本部（南知多町・美浜町）	消防長
〃	衣浦東部広域連合消防局（碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市）	消防長
〃	西春日井広域事務組合消防本部（清須市・北名古屋 市・豊山町）	消防長
〃	中部電力パワーグリッド株式会社 名古屋支社	総務・広報・ 資材グループ 長
〃	NTT 西日本株式会社 東海支店 設備部 災害対策 室	室長
〃	一般社団法人 愛知道路災害対策協力会	施工技術・災 害対策委員長

〃	一般社団法人 愛知県建設業協会	専務理事
〃	一般社団法人 愛知県土木研究会	技術部長
〃	一般社団法人 名古屋建設業協会 防災委員会	防災委員長
〃	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 中部支部 中部ブロック	ブロック長
〃	一般社団法人 日本自動車連盟 愛知支部 ロードサー ビス隊	隊長
〃	全日本高速道路レッカー事業協同組合 中部支部	支部長
〃	愛知レッカー事業協同組合	理事長
〃	エートス協同組合 事務局	次長
【関係機関】（道路法第 28 条の 2 第 2 項第 3 号）		
会員	愛知県 建設局 上下水道課 指導管理室	室長
〃	愛知県 企業庁 水道部 水道事業課	課長
〃	名古屋市 上下水道局 経営本部総務部 防災課	課長
〃	日本ガス協会 東海北陸部会	次長
〃	愛知県 保健医療局 健康医務部 医務課	課長
〃	名古屋市 健康福祉局 監査課	課長

【事務局】

愛知県 建設局 道路維持課
中部地方整備局 名古屋国道事務所 管理第一課

新たな 道路啓開計画の 枠組み

令和7年6月20日
国土交通省道路局



道路啓開とは、緊急車両の通行確保のため、発災直後より、道路上に堆積した土砂や瓦礫等の障害物の除去や段差解消等を行い、被災地への救援ルートを切り開く作業のことです。

改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保
- STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保
- STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

今後の予定

令和7年4月16日

改正道路法 公布・施行

令和7年6月20日
(本日)

基本政策部会
新たな道路啓開計画の枠組み＜報告＞

令和7年 夏頃

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波災害】 策定・公表

※順次、他の自然災害について検討

令和7年 夏頃

広域ブロック単位
道路啓開計画法定協議会 設立



令和7年度内目標

広域ブロック単位
道路啓開計画 策定・公表

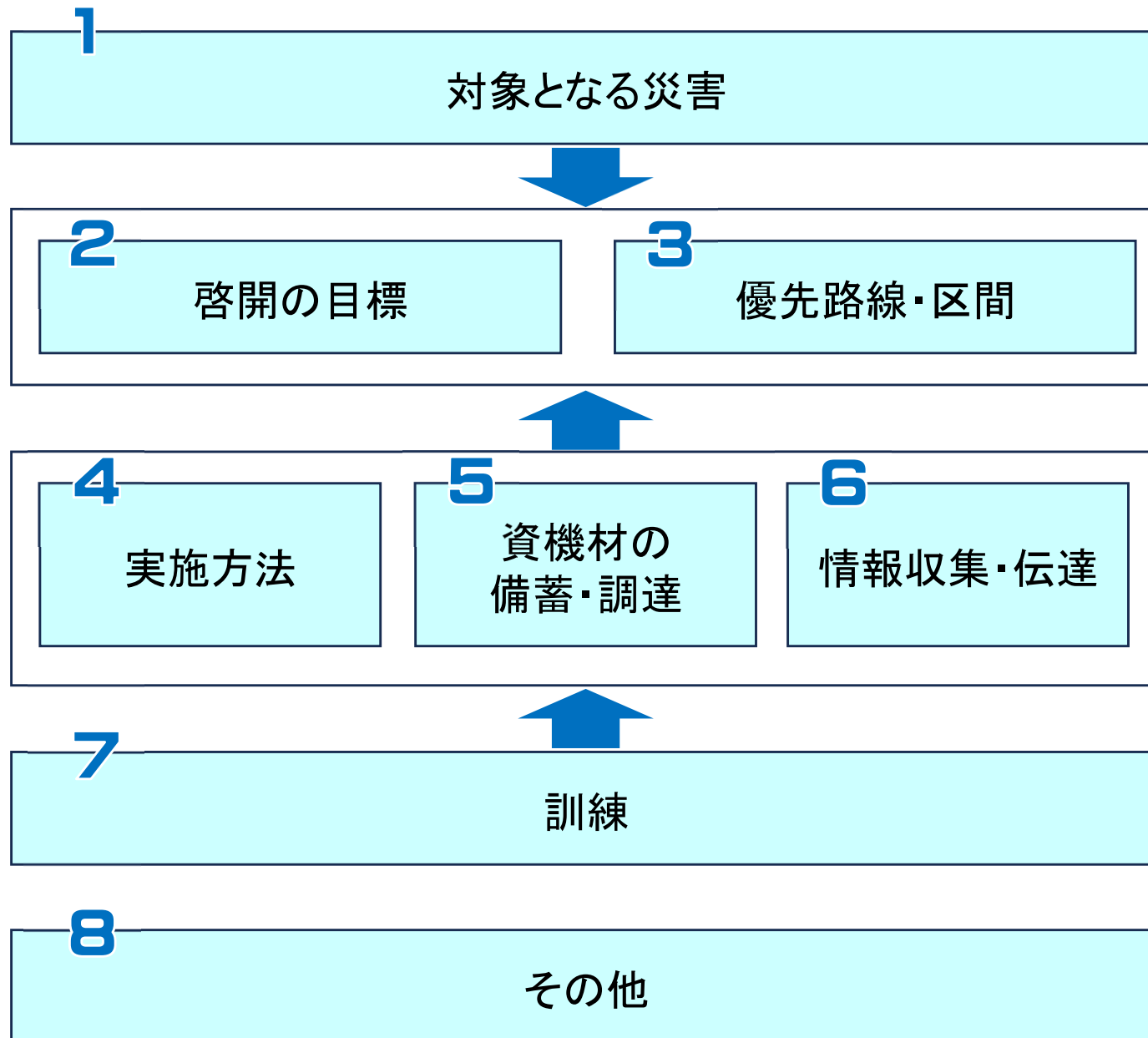
都道府県単位
道路啓開計画法定協議会 設立



令和8年度内目標

都道府県単位
道路啓開計画 策定・公表

道路啓開計画の基本的な構成



自然災害の種類

地震・津波災害

火山災害

雪害

風水害

計画策定単位

広域ブロック単位

都道府県単位

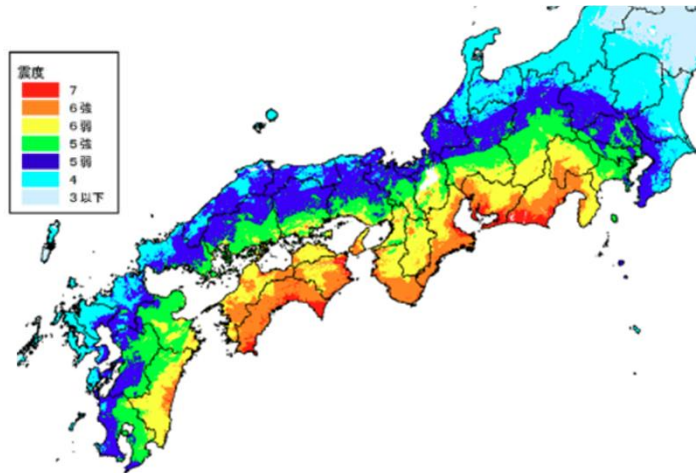
1. 対象となる災害

(1)

広域

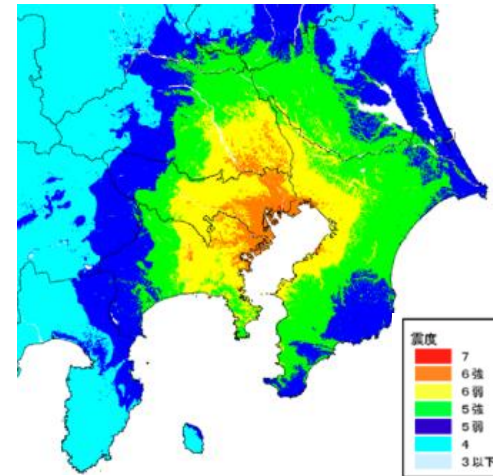
整備局等
ブロック単位

南海トラフ地震



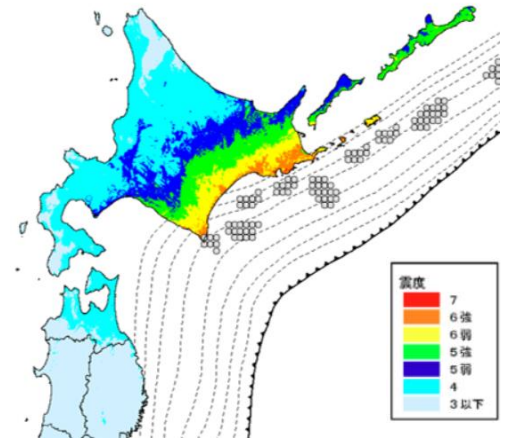
出展：中央防災会議

首都直下地震



出展：中央防災会議

日本海溝・千島海溝地震



出展：中央防災会議

等

(2)

地域

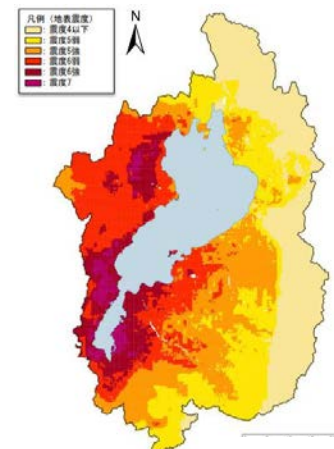
都道府県
単位

京都府
花折断層帯地震



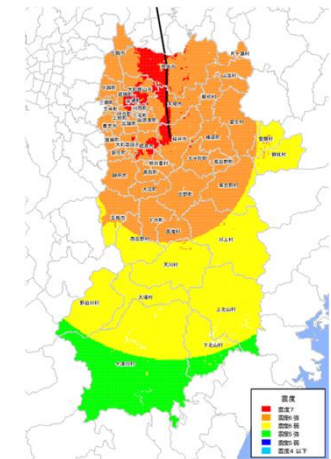
出典：奈良県「花折断層帯地震被害想定」

滋賀県
琵琶湖西岸断層帯地震



出典：「滋賀県」地震被害想定

奈良県
奈良盆地東縁断層帯地震



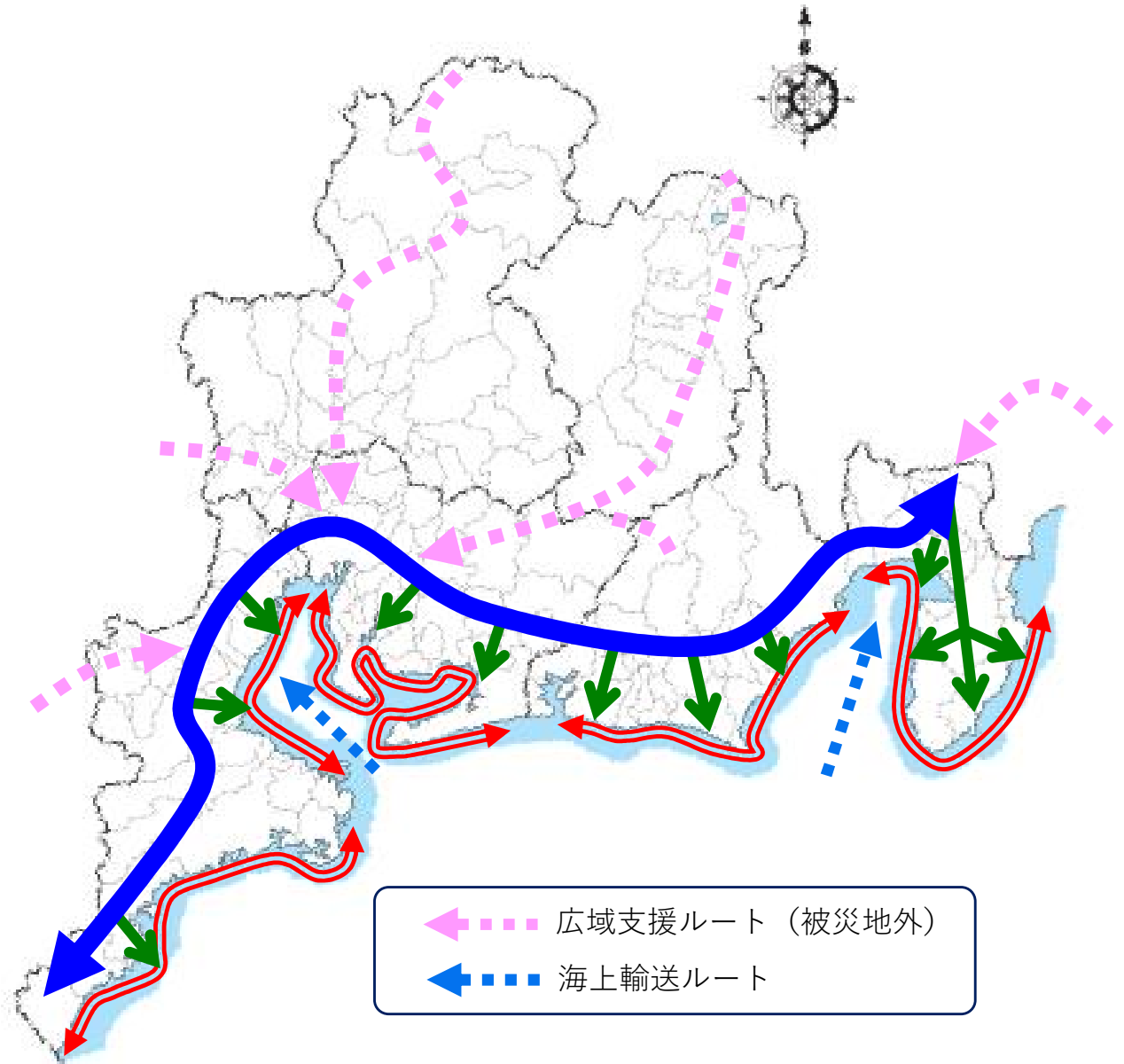
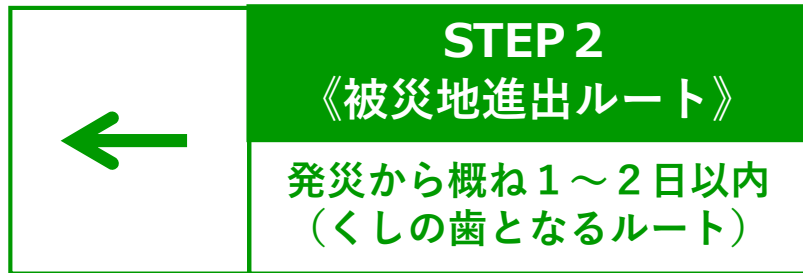
出典：奈良県「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」

等

「2. 啓開目標」と「3. 優先路線・区間」

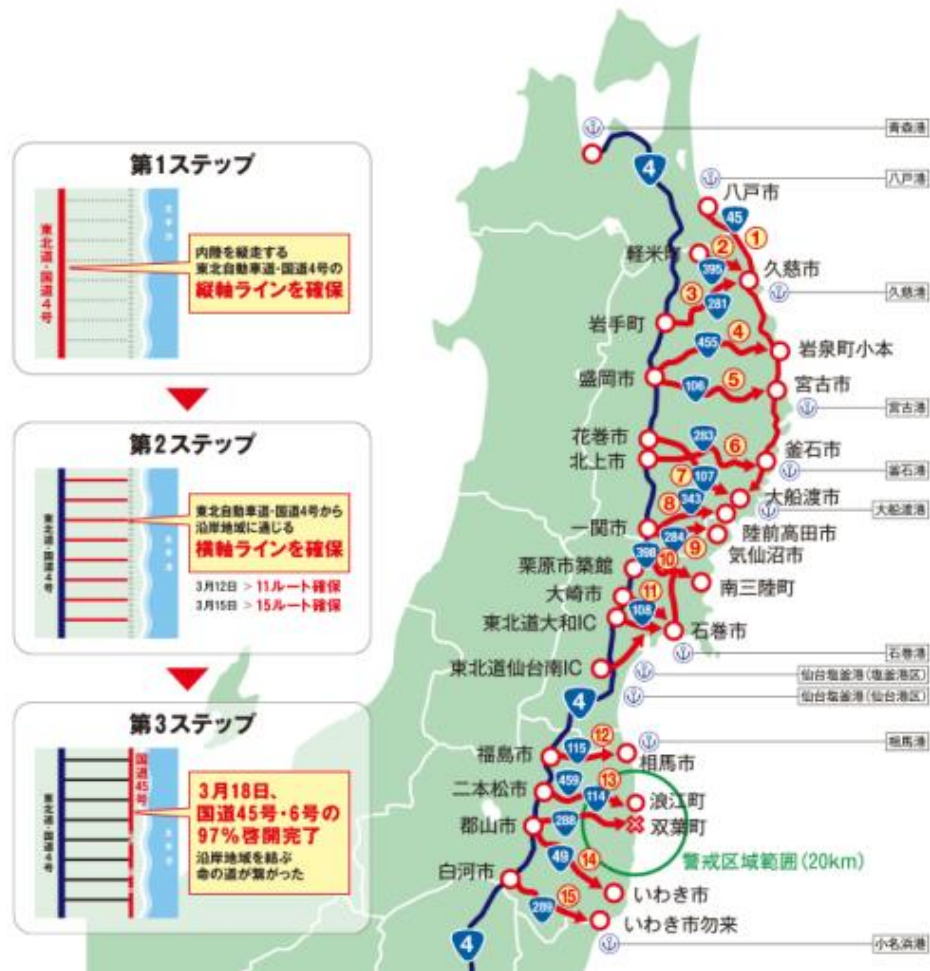
例：中部版「くしの歯作戦」（令和7年3月改訂）

**中部地方幹線道路協議会
中部管理防災・震災対策検討分科会**



(参考) 各ブロックのオペレーション例

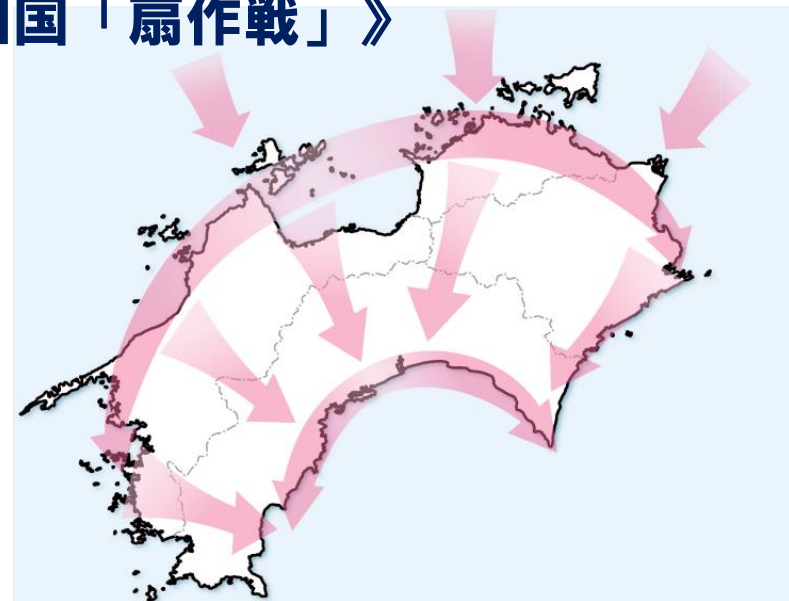
《東北「くしの歯作戦」》



《関東「八方向作戦」》

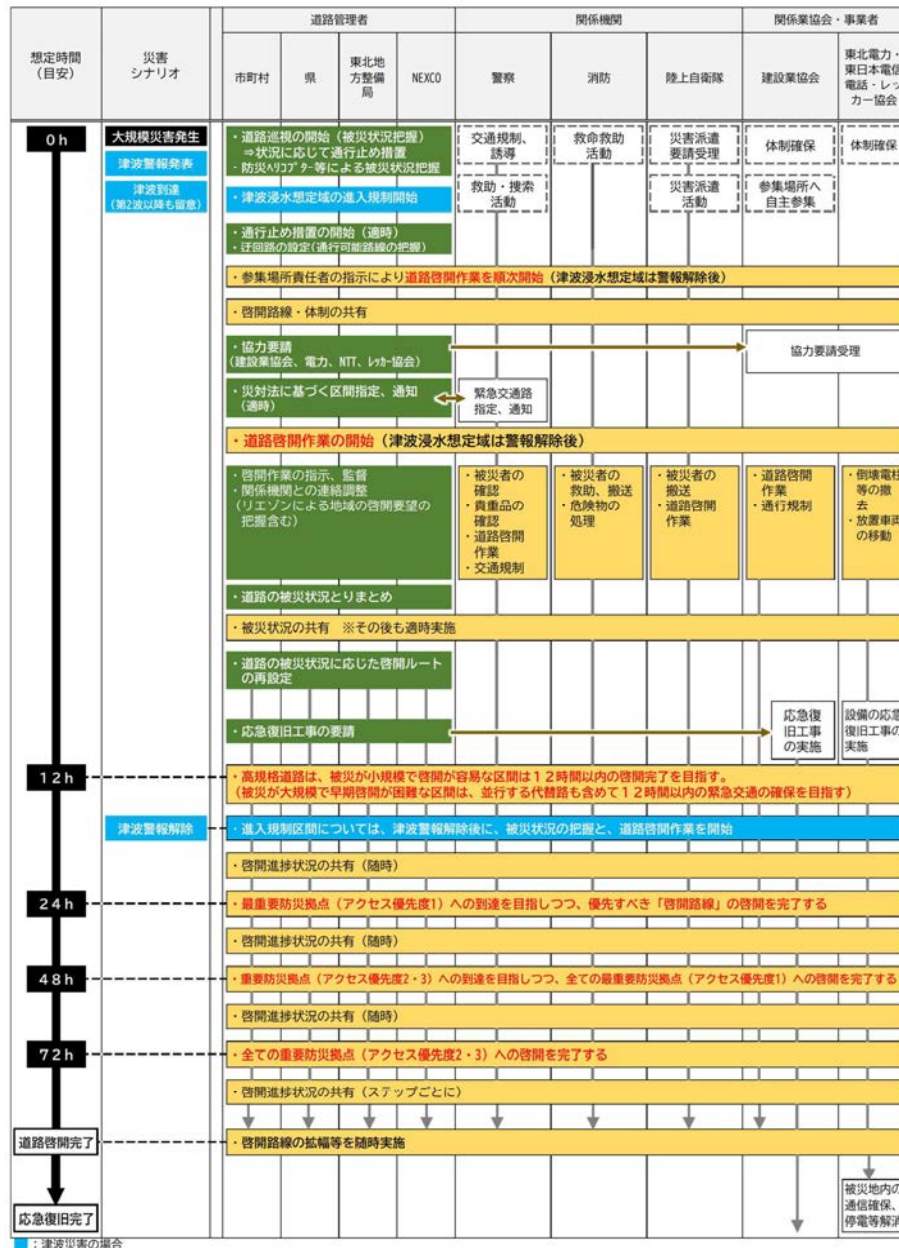


《四国「扇作戦」》

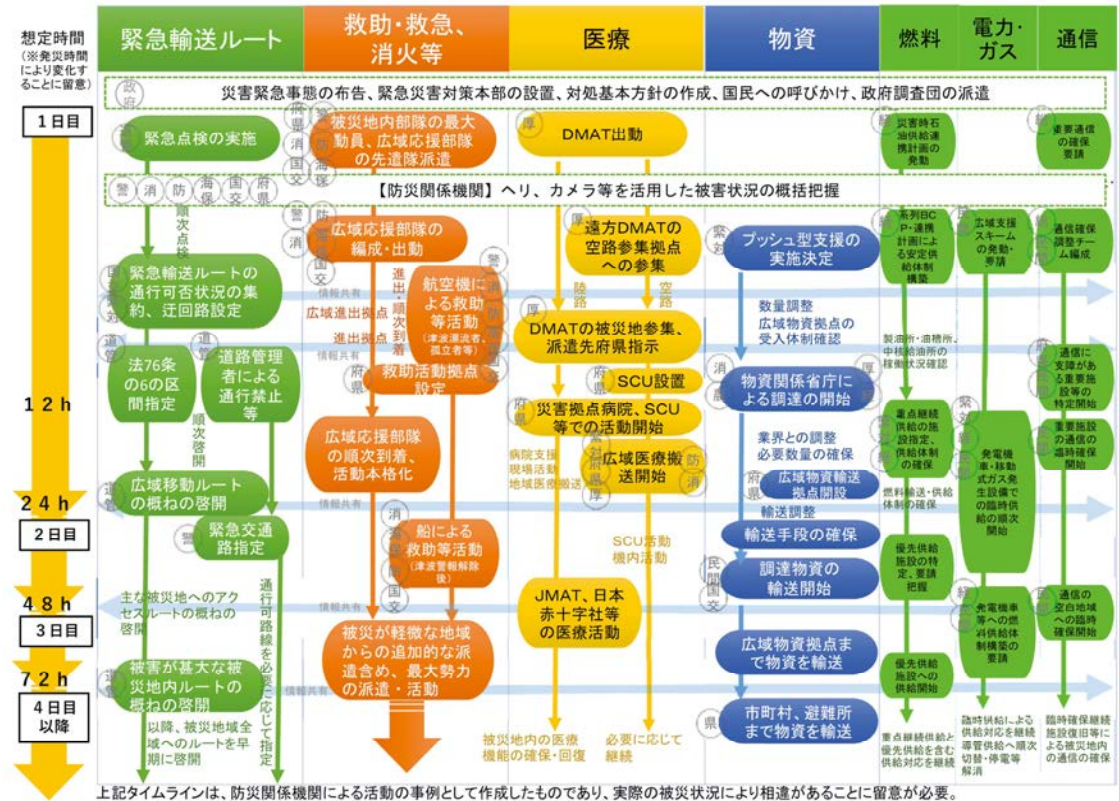


4. 実施方法＜タイムライン＞

**例：東北道路啓開計画【初版】
（令和6年12月）より抜粋**



**例：中国地方道路啓開計画
（令和7年1月）より抜粋**



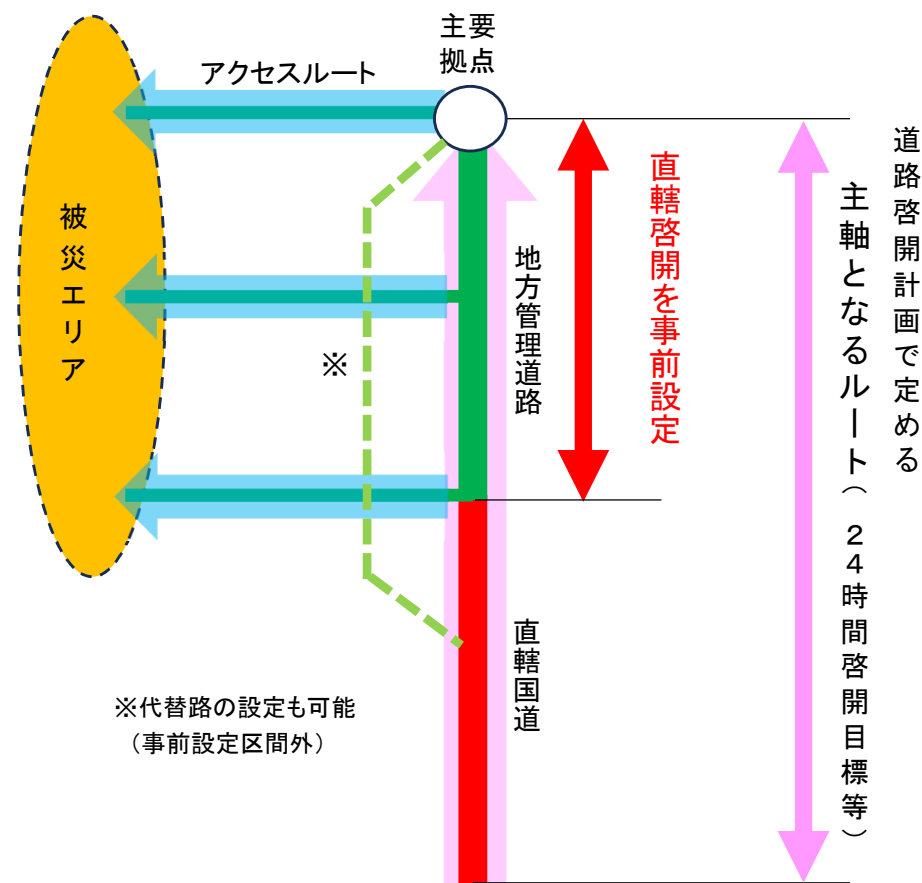
(1) 能登半島地震の実例

北陸地整が啓開支援した路線(令和6年1月5日時点)

- 能登半島の軸となる路線について、主要な拠点(輪島市、珠洲市)までの区間を県からの要請に基づき直轄で啓開。
- 道路啓開計画では、主に24時間で啓開する広域啓開ルートが中心。
- のと里山海道は大きく被災したため、並行する国道249号を啓開。



(2) 今後の検討



地域の実情を踏まえて協議会で検討し、
道路啓開計画に反映

※大量の放置車両がある場合など、権限代行への移行の考え方も整理

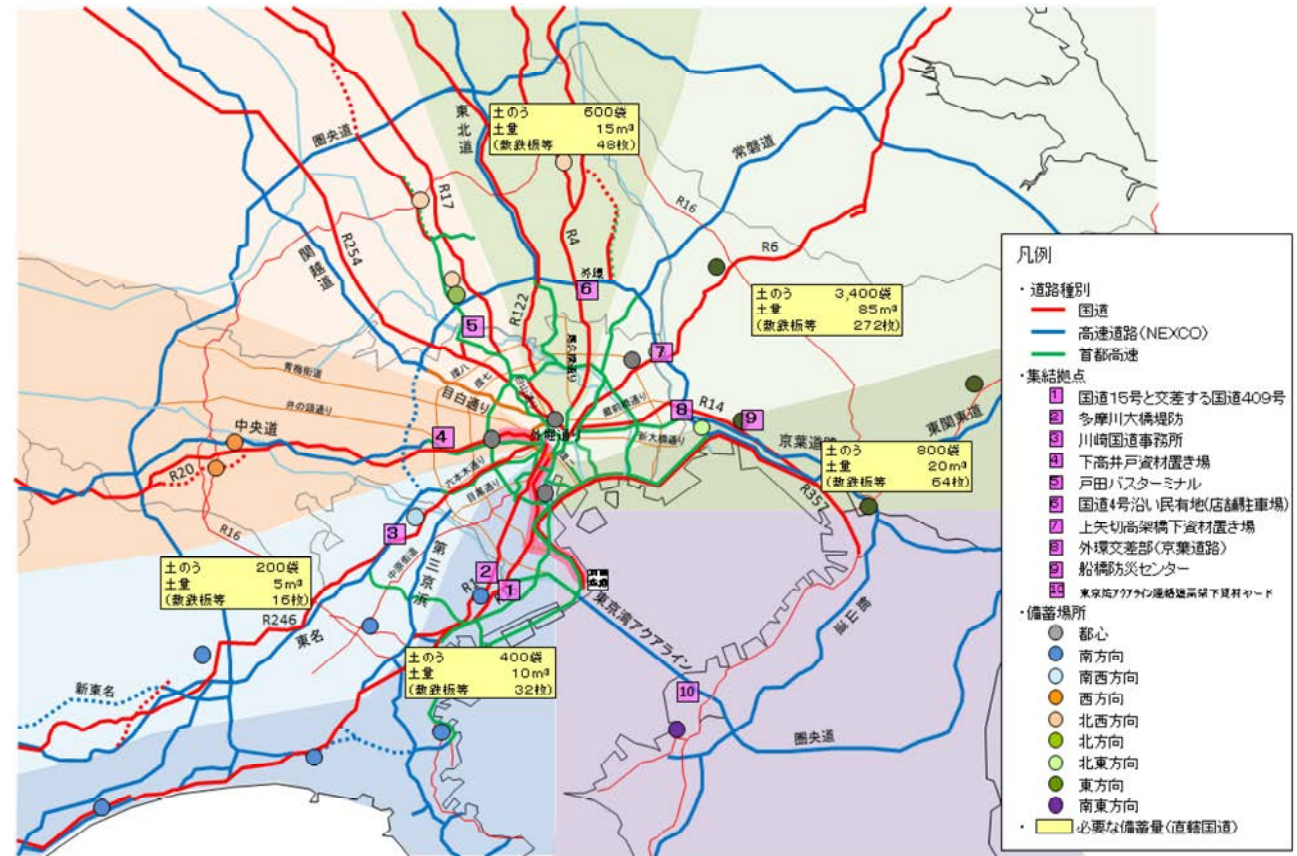
5. 資機材の備蓄・調達

例：首都直下地震道路啓開計画（第4版）（令和6年7月）より抜粋

■被災想定を踏まえた資機材材料

方位	事務所名	路線名	資機材量(橋梁段差) ^{※1}		
			土のう (袋)	土量 (m ³)	敷鉄板等 (枚)
1. 南	横浜国道	R1	200	5	16
		R15	200	5	16
		小計	400	10	32
2. 南西	川崎国道	R246	200	5	16
3. 西	相武国道	R20	0	0	0
4. 北西	大宮国道	R17	0	0	0
		R254	0	0	0
		小計	0	0	0
5. 北	北首都国道	R4	600	15	48
6. 北東	首都国道	R6	1,800	45	144
		R14	1,600	40	128
		小計	3,400	85	272
7. 東	千葉国道	R357	800	20	64
合計			5,400	135	432

■資機材の備蓄場所



必要量

備蓄量

(要定期確認)

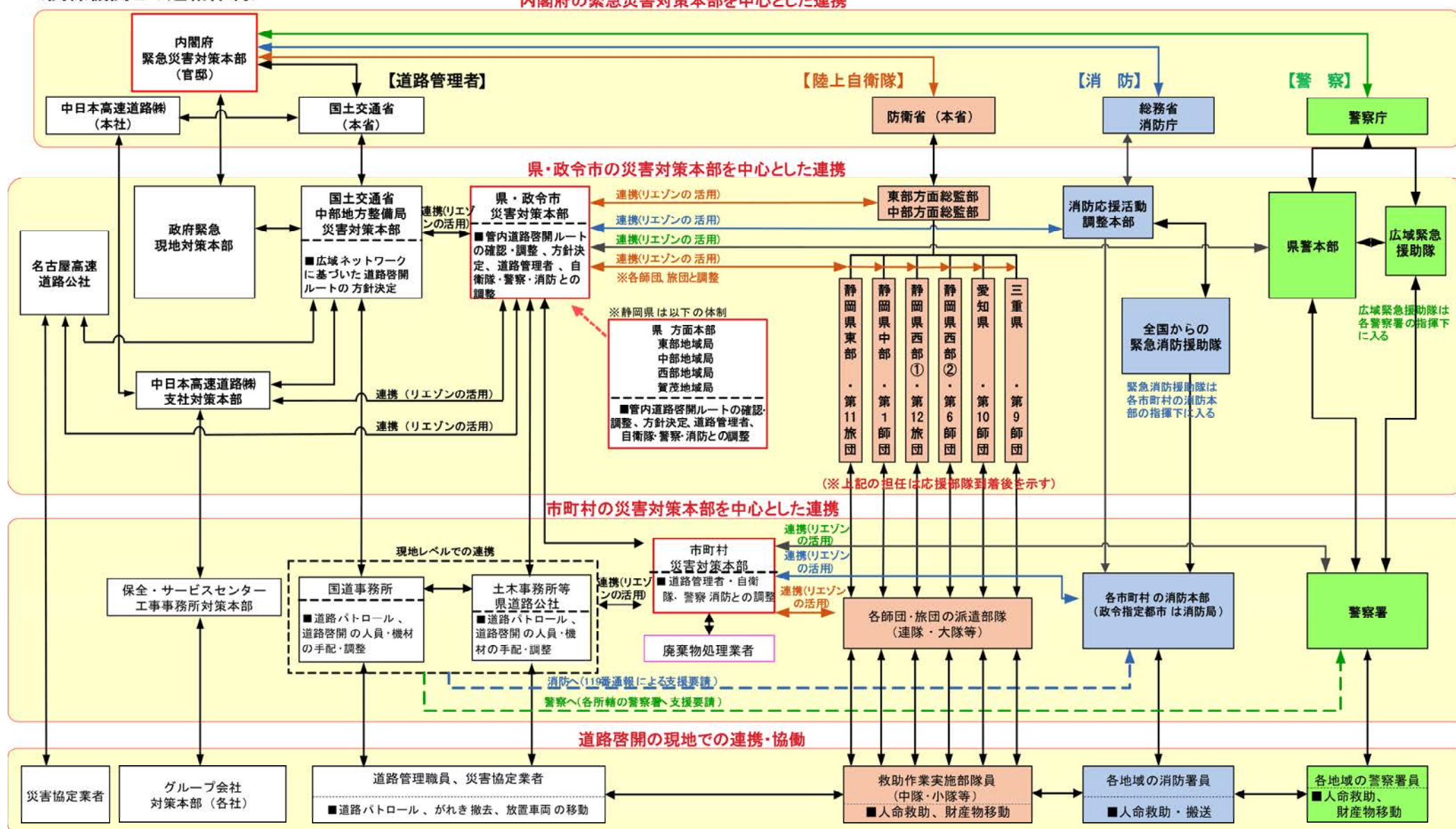
不足量

調達計画

6. 情報収集・伝達

例：中部版「くしの歯作戦」（令和7年3月改訂版）より抜粋

＜関係機関との連絡体制＞



参考：孤立情報の収集

例：〔石川県発表〕被災等の状況について（第24報令和6年1月8日14時00分現在）より抜粋

令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）



- 2 孤立集落・要支援集落等 ※人数は市町からの報告値（不明箇所等の詳細は確認中）
- 輪島市の孤立集落
大屋(182人)、河原田(不明)、鵜巣(729人)、町野(104人)、南志見(222人)、西保(814人)、
仁岸(7人)、小山(26人)、諸岡(61人)、上河内(7人)、小石(8人)、本郷(3人)、浦上(303人)、
七浦(351人) 等 14地区 2,817人
- 珠洲市の孤立集落
真浦(4人)、清水(15人)、仁江(43人)、片岩(37人)、長橋(50人)、大谷(346人)
宝立町大町(不明) 7地区 495人 ※宝立町小屋は孤立解消済み。引き続き支援。
- 穴水町の孤立集落
麦ヶ浦(20人) 1地区 20人
- 能登町の孤立集落
水滝(5人)、柳田信部(8人) 2地区 13人
合計24地区 3,345人

※その他、被災地域全域に要支援集落等が存在

※孤立集落

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

- 地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

※要支援集落：孤立は解消されたが、引き続き支援が必要な地域

7. 実践的な訓練

これまで（不定期）

放置車両の移動



災害発生時に緊急車両の通行の妨げとなる放置車両を移動するための作業手順などを確認



今後の充実（毎年の計画的な実施）

倒壊した電柱や倒木の撤去

孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルートを選定

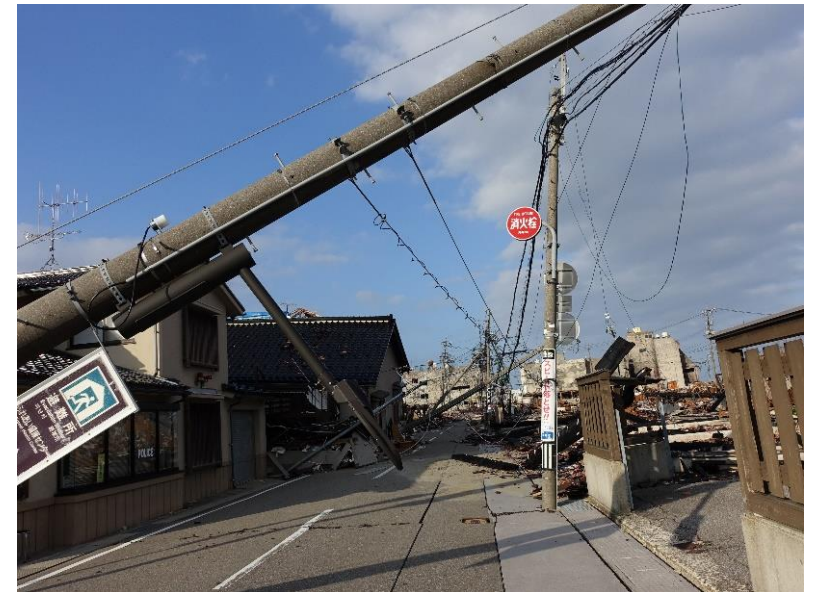
被災情報等の収集や建設業者等への情報の伝達

海路、空路等を活用した啓開ルート確保

等

8. その他

- ① 協議会の設置・運用
- ② 定期的な計画見直し
- ③ 電柱倒壊等のリスク
- ④ 道の駅の活用
- ⑤ 道路ネットワークの課題
- ⑥ 複合災害への対応



能登半島地震により倒壊した電柱



実働部隊が集積する「道の駅」

附帯決議 <衆議院>（令和7年3月26日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一. 令和六年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、平時における訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であることが改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未整備の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開実施が着実に行われるよう、制度の適切な運用を図ること。
- 二. 原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画を策定するに当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものを策定すること。
- 三. 災害発生時において道路啓開を含む緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保しておくことが可能となるよう、維持管理費用に配慮するなど財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材を確保すること。
- 四. 広域的な支援拠点としての観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外であっても防災上の位置付けを有する道の駅については、当該道の駅における施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政的支援の強化に努めること。
- 五. 地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。
- 六. 災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者自らもその保有に努めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握し、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。
- 七. 道路空間における脱炭素化施設等の導入促進のために民間事業者が活用できるための道路占用基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものであるものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。
- 八. 都市災害の減少や都市景観の向上を図り、交通渋滞などに繋がる地中・道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関係の改修工事において、共同溝の導入や、共同工事・集中工事で、効率的な道路工事の実施を進めること。

附帯決議 ＜参議院＞（令和7年4月8日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

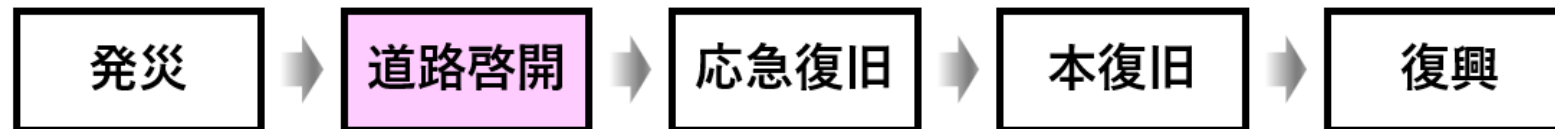
- 一、令和六年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であると改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未策定の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開が着実に実施されるよう、制度の適切な運用を図ること。
- 二、原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画の策定に当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものとなるようにすること。
- 三、災害発生時において道路啓開・緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保できるよう、維持管理費用を含めた財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材の確保に取り組むこと。
- 四、広域的な支援拠点として「道の駅」を活用する観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外の防災上の位置付けを有する「道の駅」については、その施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政支援の強化に努めること。
- 五、地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。また、その設置に当たっては、高齢者、障害者や子ども連れなどにも利用しやすい環境を確保するため、バリアフリーに十分な配慮がなされるよう、所要の措置を講ずること。
- 六、災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者においてもその保有を進めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握するとともに、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。
- 七、地方公共団体における技術系職員減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、連携協力道路制度が積極的に活用されるよう、同制度の具体的な活用方策を示すなどして道路管理者間の連携・協議を促すとともに、必要な助言等を行うこと。また、道路の維持管理の省力化に資する新技術の開発や活用の促進に努めること。あわせて、技術系職員の確保に向け、職業としての魅力向上のための対策を講ずること。
- 八、道路空間における脱炭素化施設等の導入に当たり民間事業者が活用することとなる道路の占用に係る許可基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。
- 九、道路空間におけるライフライン関係の改修工事において、都市型災害の防止や都市景観の向上に資する共同溝の導入、交通渋滞の軽減等に資する共同工事・集中工事の採用などにより、効率的な工事の実施を推進すること。

道路啓開の目的と災害事例から見た道路啓開の役割

災害時における道路啓開の実施について

- 大規模災害時における早期の救援・救助部隊等の進出、物資輸送などを目的として、初動の72時間を中心として、道路啓開は実施される。
- 道路啓開はこの目的達成のための手段の一つであり、空路や海路を活用した啓開作業との連携は総合啓開と呼ばれる。

道路啓開のイメージ



- 災害による道路損傷、倒壊物等の瓦礫、放置車両などで塞がれた道路を緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるように早急に必要最低限の瓦礫処理や段差修正を行い、救助・救援部隊の進出ルートの確保を行う。

道路啓開のイメージ（東日本大震災：2011）

出典：東北地方整備局資料



災害事例にみる道路啓開の役割（能登半島地震：2024）

・主要な幹線道路における緊急復旧の進捗率

	1/7 7時	現在
半島内の 主要な幹線道路	約6割 ⇒	約9割
うち国道249号 沿岸部※1	約2割 ⇒	約8割 （迂回路を考慮、約9割）
沿岸部への到達 ※2	6方向 ⇒	10方向

※1: 輪島市門前町～珠洲市役所、※2: 内陸側・海側の両方

・孤立地区数の推移※3

1月5日8時	33地区 （最大3,345人）
1月29日16時	実質的に解消 （3地区10人）※4

※3: 内閣府防災資料より
※4: 避難の意向なし

・生活インフラ復旧に必要な重要箇所の緊急復旧状況※5

優先復旧の要望数	43箇所
うち完了数	24箇所（約6割）

※5: 水道、電力、通信、放送事業等より聞き取り

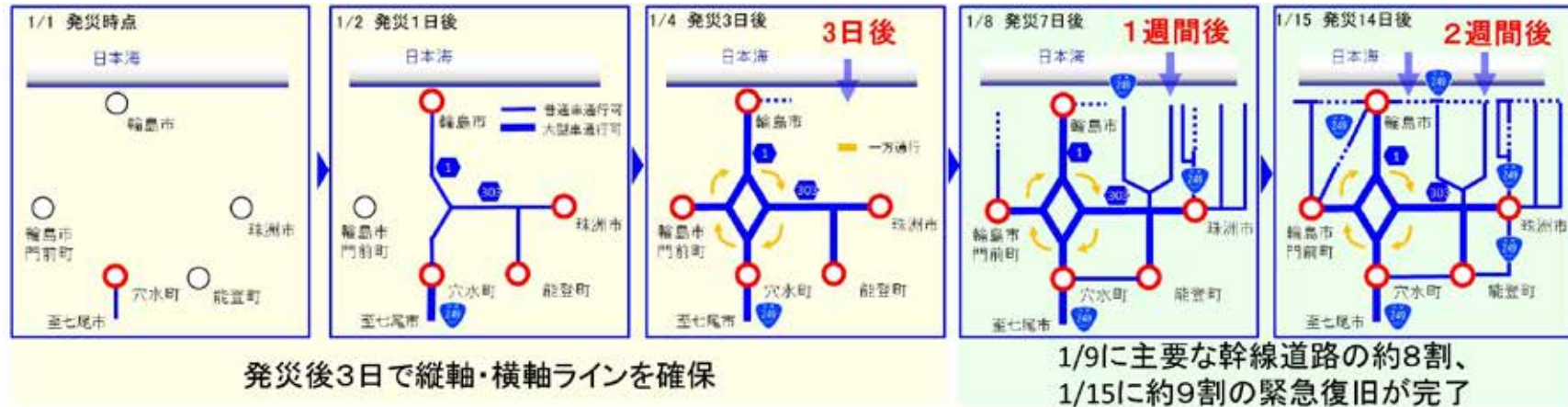


金沢から穴水方向のみ通行可 ※一輪車通行止め



凡例	
— 国交省対応（通行可能）	一般道
— 県対応（通行可能・この数でも作業を実施）	
— 自衛隊対応（通行可能）	
— 自動車専用道路（通行可能）	
— 自動車専用道路（通行不可）	
×	被災規模 大
●	孤立集落（内閣府防災資料）
★	国道復旧業者作業箇所
■	沿岸部への到達点

出典）北陸地方整備局 令和6年能登半島地震に対する北陸地方整備局の対応について（第40報）（R6.1.31）



○緊急復旧(道路啓開)作業の様子



県道1号 輪島市三井町での啓開作業(1月3日撮影)



深見海岸 海側からの重機運搬(1月14日撮影)



2

出典) 北陸地方整備局 令和6年能登半島地震に対する北陸地方整備局の対応について(第40報)(R6.1.31)

既存計画の策定状況と新たな道路啓開計画の枠組み

- これまで中部地方では、幹線道路協議会（道路管理防災・震災対策検討分科会）において、中部版くしの歯作戦の策定が進められてきた。
- 道路啓開計画の法定化を受け、改正道路法により道路啓開の枠組みが定められた。
- 中部ブロックでも道路啓開計画協議会が設置され、昨年度末に道路啓開計画が策定された。

令和7年4月

改正道路法 公布・施行

令和7年6月

社整審 基本政策部会

令和7年8月

広域ブロック単位 道路啓開計画法定協議会設立
* 令和8年3月 中部道路啓開計画策定・公表

令和8年7月

県単位 道路啓開計画法定協議会設立
* 令和9年3月 愛知県道路啓開計画策定・公表

○中部版くしの歯作戦は、沿岸部への支援ルートを構成するくしの歯ルートと災害時に拠点となる施設を接続する拠点アクセスルートで構成される。

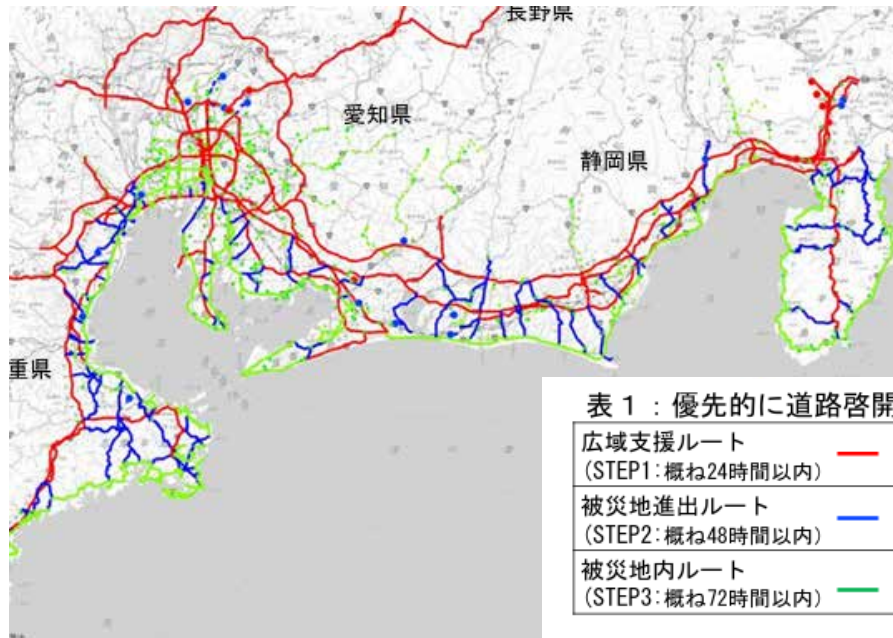


表 1：優先的に道路啓開を実施する路線・区間

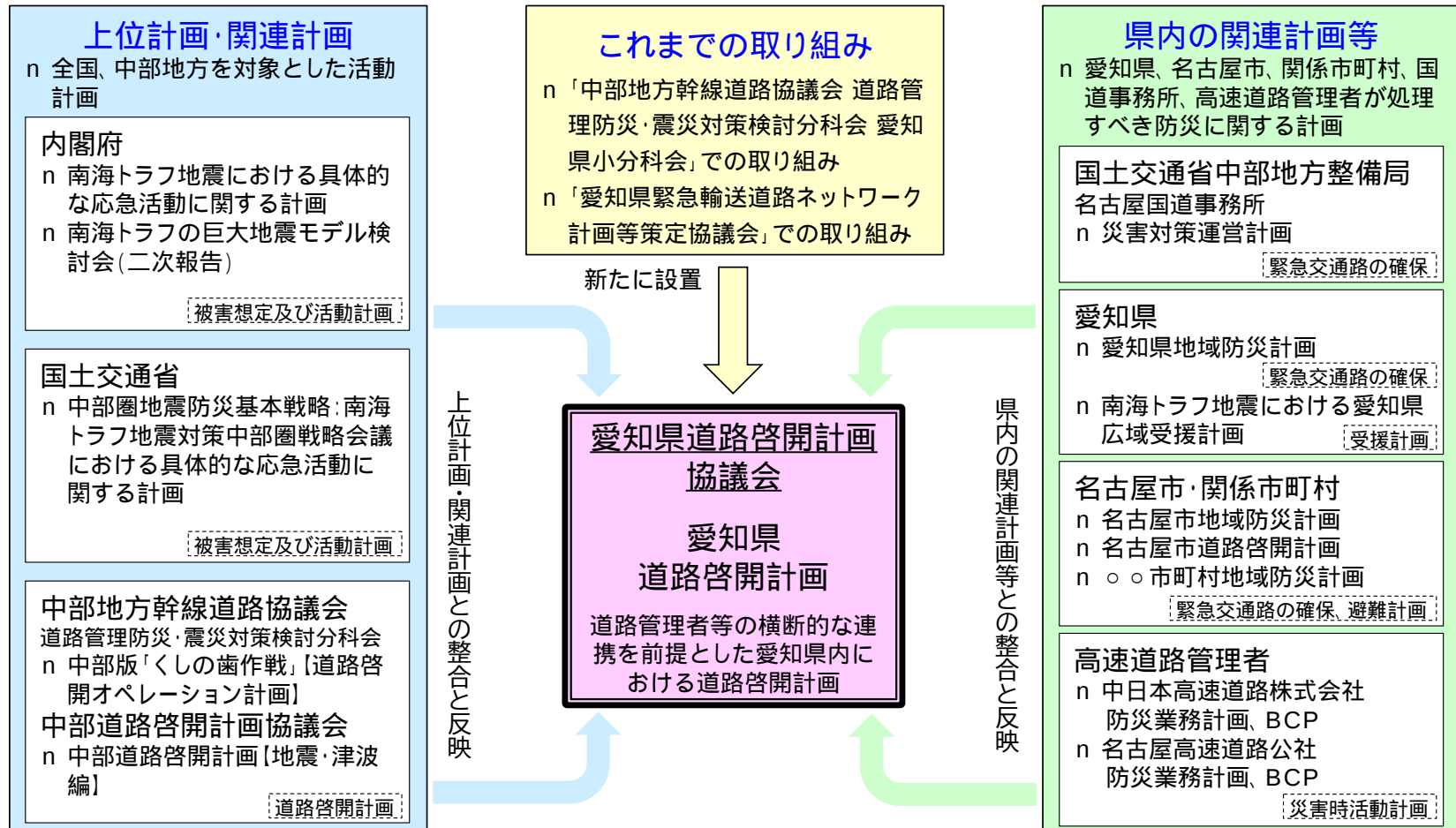
広域支援ルート (STEP1: 概ね24時間以内)	津波による甚大な被害が少ないと想定される内陸部の幹線道路等で広域応援部隊が広域進出拠点および進出拠点へ移動するためのルート
被災地進出ルート (STEP2: 概ね48時間以内)	広域支援ルートから甚大な被害が想定される沿岸部の被災地内ルートや被災地周辺の救助活動拠点へ向かうためのルート
被災地内ルート (STEP3: 概ね72時間以内)	甚大な被害が想定され、孤立の危険性が高い沿岸部の被災地内を通るルートや被災地内の救助活動拠点等に向かうためのルート

これらのルートから各種拠点を結ぶ拠点アクセスルートを別途設定

表 2：広域応援部隊が進出・活動するための拠点

広域進出拠点 ●	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点（大規模な広域防災拠点を含む）
進出拠点 ●	広域応援部隊が応援を受ける被災県に向かって移動する際の目標となる拠点
救助活動拠点 ●	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行うため、速やかに確保すべき拠点

○策定される愛知県道路啓開計画は関係する既存計画と整合を図り、また各機関の防災計画に対して影響する計画となる。



道路啓開の進め方と課題

道路啓開の標準的な対応手順と主な課題

○道路啓開は道路管理者だけで行うものではなく、関係機関との連携を緊密に行い進めていくものであり課題も多岐にわたる。

道路啓開の標準的な対応手順	手順に対応した主な課題（関係機関との連携を中心に）
■ 初動体制の確立 (1) 各機関の災害対策本部の設置 (2) 連絡体制の構築	○ 連絡体制やLOの派遣基準、各機関が保有する情報や必要とする情報を平時より共有する必要がある
■ 道路パトロールの実施 (1) パトロールの実施 (2) 被災情報の集約・共有	○ 渋滞等により道路パトロールができない可能性がある ○ パトロールにより入手した被災情報を集約し県災害対策本部等へ共有する方法を調整しておく必要がある
■ 啓開路線の決定 (1) 被災状況に応じた啓開ルート決定 (2) 啓開体制・手順の決定 (3) 通行規制、区間指定の実施	○ 啓開路線の決定手順について、各機関の役割や、優先すべき路線をあらかじめ決めておく必要がある ○ 各道路管理者が通行規制や区間指定について連携の必要がある
■ 道路啓開作業 (1) 道路啓開作業の実施 (2) 燃料の確保、資機材の確保 (3) 道路啓開状況の把握・共有	○ 各機関の人員や必要とする資機材が不足する可能性がある ○ 支障物件や負傷者等への対応に関して関係機関との連携が必要である ○ 進捗を県災害対策本部等への共有方法を決める必要がある
↓ 道路啓開完了（緊急交通路指定）	○ 指定状況の共有、通行に関する手続を確認する必要がある

愛知県道路啓開計画の検討事項

今年度の検討事項について

○法定計画として作成する道路啓開計画は、道路法第22条の3第2項各号で検討事項が明確化された。

道路法第22条の3第2項で求められている記載項目

対象となる災害種類

(対応)
南海トラフ地震を想定して
計画を策定

道路啓開完了の目標

(対応)
概ね72時間での啓開完了を
目標として設定

優先啓開路線の設定

(対応)
拠点の優先順位を設定し、
優先するルートを抽出

道路啓開の方法

(対応)
管理区分を超えた道路啓開
の実施方法の調整

資機材の備蓄・確保

(対応)
必要資機材量と備蓄数量の
更新を実施

実践的な訓練

(対応)
12月の県総合防災訓練で関
係機関との連携訓練を実施

情報の収集伝達

(対応)
管理区分を超えた啓開作業
に合わせ、情報連絡系統図
を更新

その他、必要な事項

(対応)
道路啓開に関して道の駅の
活用を検討

対象となる災害の種類（第1号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

- 地方整備局等の広域ブロック単位の対象災害を設定
- 都道府県単位の対象災害を設定

【協議会での対応方針】

- 愛知県広域受援計画等で対象としている**南海トラフ地震を設定**

愛知県地域防災計画で取り上げている その他の地震については、次年度以降に対応を検討

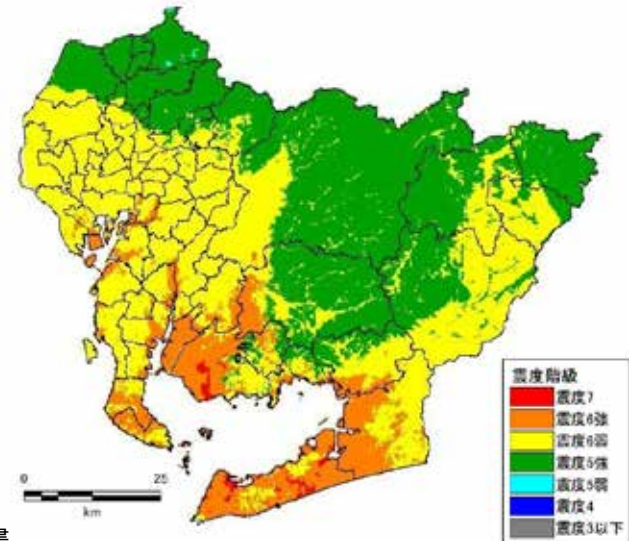
《南海トラフ地震に関する最新の被害想定》

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ/
報告書/中央防災会議/令和7年3月

愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果報告書/
愛知県防災会議/令和8年6月

[出典]

愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果報告書
愛知県防災会議 令和8年6月



過去地震最大モデルの震度分布

道路啓開の目標（第2号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

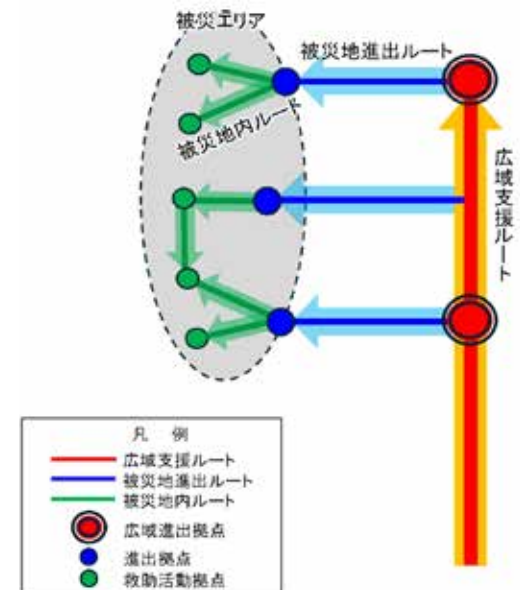
- 被災地へのアクセスルートの道路啓開について「発災から概ね72時間以内を目標」とする
- 道路ネットワークの整備状況を踏まえ、優先順位をつけながら道路啓開を実施

【協議会での対応方針】

- ガイドラインと同一の目標（発災から概ね72時間以内）とする

《道路啓開の目標設定》

- ・ 広域支援ルート : 発災から概ね24時間以内
(くしの軸となるルート等)
 - ・ 被災地進出ルート : 発災から概ね48時間以内
(くしの歯となるルート等)
 - ・ 被災地内ルート : 発災から概ね72時間以内
-
- ・ 拠点アクセスルート : 各拠点の開設目標時間



道路啓開ルートのイメージ

優先的に道路啓開を実施する路線・区間（第3号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

- 道路啓開の目標を達成するために、優先的に啓開を行う路線・区間を設定
- 陸路でのアクセスが限られ、啓開目標の達成が困難な半島部等は、空路や海路を活用して拠点アクセスルートを補完

【協議会での対応方針】

- 拠点の開設目標など、啓開の優先度を考慮したルートの検討
愛知県における啓開ルート決定の考え方・方向性に基づき、拠点・施設の開設優先度や重要度等からルートを精査。
- 空路や海路と道路の接続を考慮した救援・救出支援方法の検討
総合啓開の視点として、ヘリポートを有する拠点や耐震岸壁・砂浜・海上輸送拠点等の整理。



[出典]
防衛省・自衛隊（災害対策）X
（旧Twitter）

道路啓開の方法（第4号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

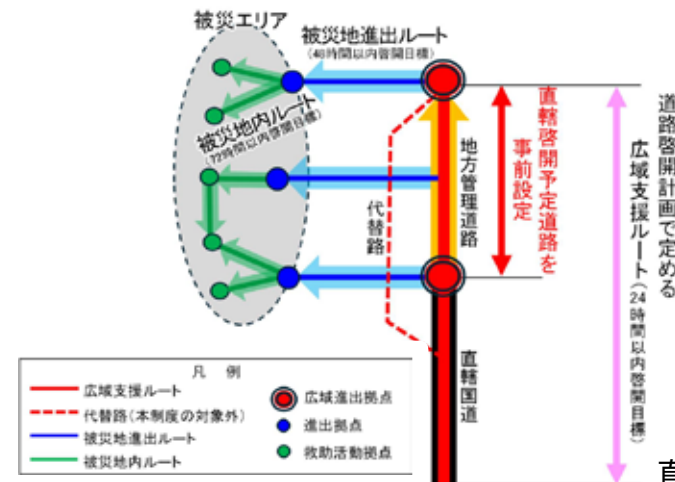
- 道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担や時系列を明確に整理
- 管理区分を超えた道路啓開実施路線・区分の設定
- 建設業者等の啓開作業実施範囲を設定

【協議会での対応方針】

- 関係機関の調整内容を踏まえたタイムラインの作成
- 管理区分を超えた道路啓開実施路線(渥美半島)の災害協定業者の割付検討
- 関係機関と連携した道路啓開作業の検討



中部道路啓開計画で設定している直轄啓開予定道路（渥美半島）



直轄啓開予定道路のイメージ

資機材の備蓄・調達（第5号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

- 被害想定結果に基づき、道路啓開実施に必要なとなる資機材量を算出
- 必要資機材量と保有資機材量との比較により不足量を確認し、調達方法を設定

【協議会での対応方針】

- 啓開作業に必要なとなる必要資機材量の算出
- 道路管理者や災害協定業者の保有資機材状況（備蓄量・備蓄場所）の更新
中部道路啓開計画や中部版くしの歯作戦の資料を活用。
更新された愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果（令和8年6月）を参照

被災分類	被災量	必要な資機材量		比較	備蓄量 (道路管理者+災害協定業者)		不足量	
がれき	257,936m ³	大型土のう	9,975袋	比較	大型土のう	95,027袋	大型土のう	充足
橋梁段差	2,021橋台	土砂	4,612m ³		土砂	566,246m ³	土砂	充足
橋梁流出	11橋	RC-40	8,317m ³		RC-40	51,379m ³	RC-40	充足
落橋	9橋	バックホウ	883台		バックホウ	2,784台	バックホウ	充足
斜面崩壊	196箇所	ブルドーザ	335台		ブルドーザ	203台	ブルドーザ	132台 ※
		タイヤローラ	307台		タイヤローラ	263台	タイヤローラ	44台 ※
		振動ローラ	298台		振動ローラ	66台	振動ローラ	232台 ※

※不足する資機材は、隣接する豊橋市より受援予定

中部道路啓開計画における資機材の備蓄・調達算定表

実践的な訓練（第6号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

- 道路啓開の実効性を向上させる実践的な訓練計画の検討

【協議会での対応方針】

- 令和8年12月に愛知県総合防災訓練に協議会として参加して道路啓開実動訓練を実施予定。
- 関係機関との連携により、発災から啓開完了までの動きを確認
実施した訓練の概要を訓練事例、標準的な訓練項目として計画に記載。



重機によるがれき撤去



重機による車両の吊り上げ・移動



電力・通信会社による電線安全確認



建設業者による倒壊電柱の撤去

道路啓開実動訓練事例（静岡県中部地域道路啓開検討会）

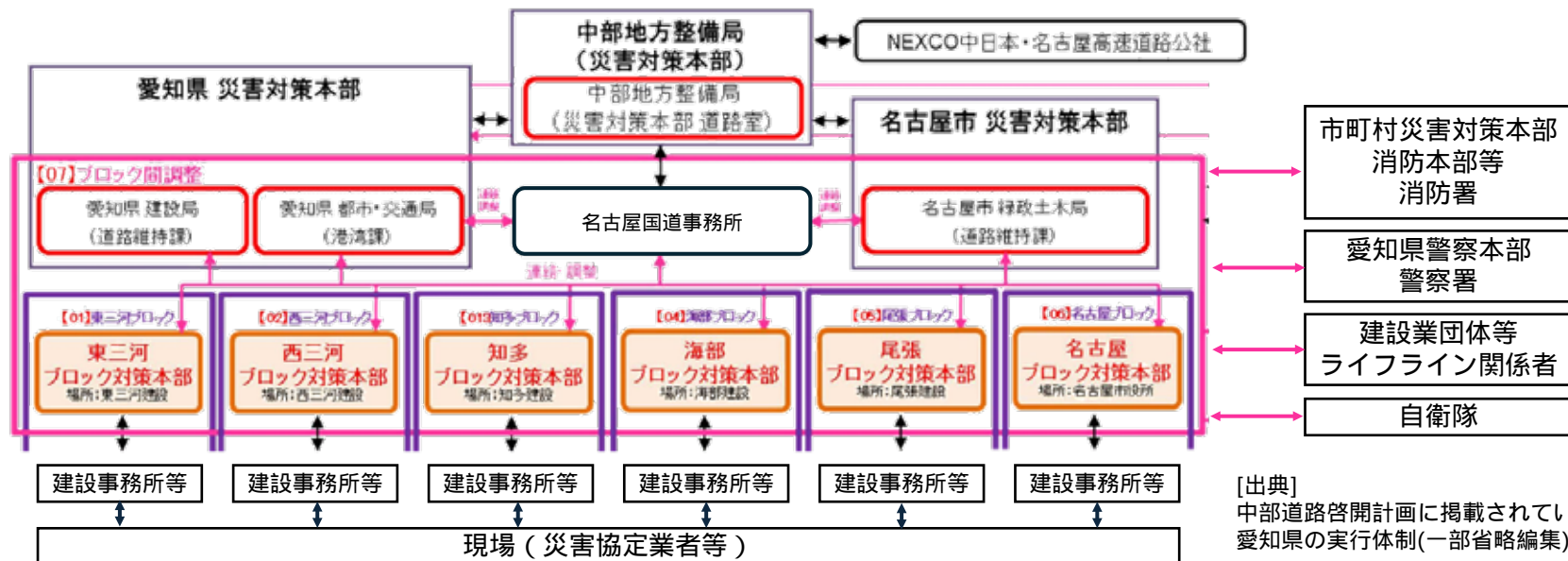
情報収集・伝達（第7号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

- 道路管理者と関係機関における、被災状況・道路啓開進捗状況等、情報収集・伝達に関する体制・系統図等の整理。

【協議会での対応方針】

- 道路管理者と関係機関との情報共有*の仕組みを検討
* 被災情報、啓開進捗情報、啓開路線の判断、関係機関との調整手法など



その他（第8号関係）

【ガイドラインの要請・要求事項】

- その他、道路啓開計画の実施に関し必要な情報の整理

【協議会での対応方針】

- 道路啓開作業において拠点として想定する「道の駅」について、防災機能*等の現状を整理。
 - * 防災機能（防災道の駅、防災拠点自動車駐車場等）
- 災害応急対策施設管理協定の活用など、道路管理者と地域振興施設管理者との間で連携した道の駅の活用方法の検討



災害対応車両の集結



災害対応の拠点
道の駅の活用事例（のと里山空港）



支援物資の集配拠点

愛知県道路啓開計画協議会
Aichi Prefecture Emergency Road Clearance Planning Council

今後のスケジュール

- 年度末に愛知県道路啓開計画（地震災害）を策定公表
- 特定のテーマについては実務担当者で組織するワーキンググループで議論を深める
- 12月の愛知県総合防災訓練において、道路啓開訓練を実施

令和8年 7月27日

愛知県道路啓開計画協議会（第1回）

第1回 ワーキンググループ (WG)

第2回 ワーキンググループ (WG)

令和8年 12月

道路啓開訓練（愛知県総合防災訓練）

令和9年 3月

愛知県道路啓開計画協議会（第2回）

最終案

愛知県道路啓開計画（地震災害） 策定・公表

雪害については別途策定予定